

○東松山市指定給水装置工事事業者の研修等に関する取扱要綱

(平成23年2月24日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、東松山市指定給水装置工事事業者規程（平成10年東松山市水道事業規程第2号）第19条の規定に基づき、東松山市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に定期的な研修を受講させることにより、水道使用者への安全・安心な給水の確保の実現及び速やかな情報提供を図るとともに、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の選任、解任等の変更届提出状況の確認を行うことを目的とする。

(研修対象者)

第2条 研修の対象は、指定事業者において、この研修を踏まえ、必要な社内の周知及び教育を実施できる者とする。

(研修時期)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、3年に1回を目安として研修会を開催し、又は他団体の開催する研修会を推薦するものとする。

(研修通知)

第4条 管理者は、研修会を開催し、又は他団体の開催する研修会を推薦する場合は、指定事業者全てに対して通知するものとする。

(申請手続)

第5条 管理者の開催する研修を受講しようとする指定事業者は、次に掲げる事項を記載した東松山市指定給水装置工事事業者研修受講申請書（様式第1号）を管理者に提出するものとする。

- (1) 指定事業者の氏名又は名称
- (2) 研修を受けようとする者の氏名及び住所
- (3) 主任技術者名及び免状交付番号

(研修費用)

第6条 管理者は、研修に際し、研修を受講する指定事業者から研修受講料として、その費用を徴収することができる。

(修了証書の交付)

第7条 管理者は、研修を受講した指定事業者に対して、修了証書(様式第2号)を交付する。

(研修受講報告)

第8条 管理者が推薦した研修会を受講した指定事業者は、受講を証する書面の写しを管理者に提出するものとする。

(研修未受講者の取扱い)

第9条 管理者は研修を受講しなかった指定事業者に、東松山市指定給水装置工事事業者研修会不参加理由書(様式第3号)を提出させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の研修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則(平成31年3月26日決裁)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

東松山市指定給水装置工事事業者研修受講申請書

年 月 日

東松山市上下水道事業 東松山市長 宛て

東松山市指定給水装置工事事業者の研修を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

[illegible]

第	号
修了証書	
指 定 番 号	第 号
氏 名 又 は 名 称	
受 講 者 名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号第 号	
あなたは 年度指定給水装置工事事業者の研修を修了したことを証します。	
年 月 日	
東松山市上下水道事業	
東松山市長	

様式第3号(第9条関係)

東松山市指定給水装置工事事業者研修会不参加理由書

年 月 日

東松山市上下水道事業 東松山市長 宛て

東松山市指定給水装置工事事業者の研修等に関する取扱要綱第8条の規定に基づき、不参加の理由書を提出します。

指 定 番 号	第 号
フ リ ガ ナ	
氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
研 修 不 参 加 の 理 由	